

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業
らいのすりハビリ訪問看護ステーション

運 営 規 程

株式会社
友愛

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業 らいづリハビリ訪問看護ステーション

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社友愛が設置するらいづリハビリ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他サービスの提供にあたる職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態の利用者（以下「利用者」という。）に対し適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業の提供にあたって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明することに努め、事業の終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

- 第3条 1 事業の提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 事業の提供にあたっては、事業者の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 らいづリハビリ訪問看護ステーション
(2) 所在地 徳島県阿南市富岡町玉塚67-1

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：1名

従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行う。

(2) 看護師：1名以上

事業所の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連携調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行う。また、指示書に基づき訪問看護を行う。

(3) 准看護師：1名以上

指示書に基づき訪問看護を行う。

(4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：1名以上

指示書に基づき、運動機能、日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(ただし、8月13日から8月15日、12月31日から1月3日を除く。)

(2) 営業時間 8時20分から17時20分までとする。

(3) その他、常時24時間、電話等により連絡可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 事業内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 医師の指示による医療処置

(2) 病状の観察

(3) リハビリテーション

(4) 認知症の対応

(5) 医療機器の操作援助・管理

(6) 服薬指導

(7) 褥瘡の予防・処置

(8) ターミナルケア

(9) 生活指導（相談・援助）

(10) 家族指導（相談・援助）

(利用料及びその他の費用の額)

第8条1 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示条の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の介護保険負担割合証に定める支払いを受けるものとする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 その他、処理に要した備品に係る費用については、実費を徴収する。
- 3 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 事業の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、阿南市（伊島を除く）・小松島市・徳島市・美波町・牟岐町・那賀町・勝浦郡とする。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

- 第10条1 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条1 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2 体調に異変があった場合は、速やかに申し出る。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条1 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対して事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対して事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条1 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した事業に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従業者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第16条1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条1 事業所は、従事者の資質向上のための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証。整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

2 事業所は、以下の事業に関する記録を整備し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に準じて、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 主治医による指示の文書（第69条 第2項）
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 提供したサービスの内容等の記録（第19条 第2項）
- (5) 市町村への通知に係る記録（第26条）
- (6) 苦情の内容等の記録（第36条 第2項）
- (7) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（第37条 第2項）

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社友愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年1月15日より施行する。